

県立中学校長
各県立高等学校長 殿
県立中等教育学校長

高校教育課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る本県の対策 Stage の移行について (通知)

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、前例のない長期にわたる一斉臨時休業に際し、各学校においては、生徒の学びの保障のための取組等、様々な措置を講じていただいていることに感謝申し上げます。

先般、5月15日付け高教第328号で、「新型コロナウイルス感染症に係る本県の対策の段階的緩和及び指針の変更について」を通知したところですが、5月22日の知事記者会見において、5月25日より Stage 3 から Stage 2 へ緩和することが示されました。

また、今後、さらに、2週間程度、引き続き陽性者数等が抑制できれば、6月8日より Stage 1 に緩和され、学校を再開することになります。

については、Stage 2 の期間中は、地域や学校の実情に応じて、下記のとおり学校再開に向け適切に対応願います。

なお、5月22日付け文部科学省通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえ、夏季休業中の授業の対応も含めた、「学校再開に向けたガイドライン」を作成し、追って通知する予定であることを申し添えます。

記

1 登校日について

週3～5日程度の分散登校を設定し、1日あたり3～4時間程度の授業を実施する。

- ・登校日に授業を実施した場合は、授業日数に含め、出欠を記録する。
- ・授業を実施しない場合は、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。
- ・新型コロナウイルス感染症の不安を理由に学校を休む場合は、「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席扱いとしない。

2 学習の保障について

これまでの家庭学習(課題、OL学習)による学習内容の定着について確認できていない場合は、分散登校で確認する。

- ・学習内容の理解度の確認及び評価のためのテストなどを実施する。
- ・学習の定着が不十分な生徒には、補習の実施や追加の家庭学習を適切に課すなどの措置を講じる。

【別添】

別添1 「社会経済活動再開に向けた対策の段階的緩和について」

別添2 「茨城版コロナNext (コロナ対策指針)」 ※Stage 1 の部活動を変更

別添3 「学校再開に向けたスケジュール等」

別添4 「学校再開ガイドラインの概要」

問い合わせ先 高校教育課 指導担当, 人事担当 TEL 029-301-5260

社会経済活動再開に向けた対策の段階的緩和について

【本県の基本方針】

第2段階

- この1週間の本県内の医療提供体制，県内・都内の感染状況から判断すると，引き続き，**Stage 1**に該当

＜本県の対策Stage＞

⇒ **5月25日以降** **Stage 2** に緩和

＜Stage 3 → 2への緩和を1週間で行う理由＞

- ・本県が，特定警戒都道府県のみならず緊急事態宣言も解除されたこと
- ・判断指標について，Stage 1の状態が1週間続いていること

第3段階

- 今後，さらに，2週間程度，引き続き陽性者数等が抑制できれば…

⇒ **6月8日以降** **Stage 1** へ対策の緩和を予定

※ 今後も，判断指標によりStageを決定し，対策の緩和又は強化を実施
対策の緩和：2週間程度で実施 対策の強化：迅速に対応

茨城版コロナNext（コロナ対策指針）

項目	Stage4	Stage3	Stage2	Stage1
主な判断基準 <small>(※ 1週間平均)</small>	【感染爆発・医療崩壊のリスクが高い状態】 陽性者数 - 県内増加(10人/日超) - 都内経路不明(100人/日超) 重症病床稼働率60%超 - 病床稼働率70%超	【感染が拡大している状態】 陽性者数 - 県内増加(10人/日以下) - 都内経路不明(100人/日以下) 重症病床稼働率60%以下 - 病床稼働率70%以下	【感染が概ね抑制できている状態】 陽性者数 - 県内増加(5人/日以下) - 都内経路不明(50人/日以下) 重症病床稼働率30%以下 - 病床稼働率45%以下	【感染が抑制できている状態】 陽性者数 - 県内増加(1人/日以下) - 都内経路不明(10人/日以下) 重症病床稼働率10%以下 - 病床稼働率30%以下
外出自粛 <small>(※) 概ね70代超、基礎疾患等有等の重症化リスクの高い方及び妊産婦</small>	× 一般の方 × 高齢者等(※)	○ 一般の方 × 高齢者等	○ 一般の方 × 高齢者等	○ 一般の方 ○ 高齢者等
	× 平日昼間 × 週末・夜間	○ 平日昼間 ○ 週末昼間 × 夜間	○ 平日昼間 ○ 週末・夜間	○ 平日昼間 ○ 週末・夜間
	× 県外、特に東京圏	× 県外、特に東京圏	○ 緊急事態宣言解除地域	○ 県外（東京圏含む）
イベント <small>開催時においてガイドライン順守を徹底</small>	× 全てのイベントの開催自粛を要請	○ イベント（屋外200人以下、屋内100人以下）	○ イベント（屋外200人以下、屋内100人以下）	○ イベント（ガイドラインに基づき開催）
休業要請 <small>営業時は全業種においてガイドライン順守を徹底</small>	● 遊技・遊興施設、文教施設等、幅広く対象 ● 食事提供施設は営業時間を短縮	● 3つの密が重なりやすい業種に限定 ● 劇場・食事提供施設等はガイドラインを順守し営業（時間短縮なし）	● 濃厚接触が避けられない、感染経路がたどりにくい業種に限定	● 新たな日常ルールの徹底（休業要請は行わない）
学校再開	× 県立学校休業 ○ 分散登校(週1日) <small>(市町村立学校も同様の対応)</small>	× 県立学校休業 ○ 分散登校(週1～2日程度、ただし、小1、小6、中3、高3は登校日数を特に配慮) <small>(市町村立学校も同様の対応)</small>	× 県立学校休業 ○ 分散登校(週3～5日程度。ただし、小1、小6、中3、高3は登校日数を特に配慮) × 部活動 × 給食 <small>(特別支援学校は分散登校_週1日)</small> <small>(市町村立学校も同様の対応)</small>	○ 通常登校 ○ 通常授業 ○ 部活動（他県との練習試合、合宿等については、感染状況や競技の特性を踏まえて判断） ○ 給食 <small>(特別支援学校は分散登校から段階的に通常登校へ移行)</small> <small>(市町村立学校も同様の対応)</small>

(注) 医療施設、高齢者施設、障害者施設は最大級の厳重な対策を維持

学校再開に向けたスケジュール等

■ Stageの移行

5/25(月)～ Stage2 週3～5日の分散登校, 授業実施

- ・ 特別支援学校は, 分散登校(週1日)

6/ 8(月)～ Stage1 通常登校, 通常授業, 部活動, 学校給食

(予定)

- ・ 5/31までの休業を1週間延長
- ・ 特別支援学校は, 登校日数を段階的に増やしながら通常登校へ移行

※市町村立学校は, 県立高校等に準じる対応をとるよう市町村に要請

■ 学校再開ガイドライン(別紙)

1 感染症対策 2 登下校 3 授業 4 学校行事 5 部活動 6 学校給食

■ 授業時数の確保

【夏季休業期間を活用】

学校種	授業
県立高校等 (全日制)	3週間程度
	学校裁量で授業(進学特講, 実習等)を別に設定可
県立特別支援学校	3週間程度
市町村立学校	県立高校等に準じる対応を要請

学校再開ガイドラインの概要

※文部科学省の学校再開ガイドライン等(5/13)をもとに作成

■1 感染症対策

- (1) こまめな手洗い, 手指消毒, マスク着用
- (2) 共用部分の消毒(1日1回以上)
- (3) 換気は, 2方向の窓を同時に常時開放(冷暖房使用時には, 休み時間ごとに換気)
- (4) 毎朝の検温(登校前に自宅)と健康状態の確認(自宅・学校) ※症状があれば自宅休養
- (5) 各学校に非接触型体温計を整備

■2 登下校

- (1) 感染リスク回避のため, マスクを着用
- (2) 周囲との間隔を1メートル以上空け, 会話を控える

■3 授業

- (1) 対面での机配置をしない・机の間隔を確保する
- (2) 大声での発言等を控える
- (3) 共用の教材・教具・情報機器などは使用前に必ず消毒

■4 学校行事

- (1) 行事の精選
- (2) 実施方法や内容の検討, 実施時期の設定

■5 部活動

- (1) 接触を避けるなど, 競技等の特性に応じた練習内容の工夫
- (2) 用具・器具等は使用前に必ず消毒, 最小限の共用

■6 学校給食

- (1) 並ぶときは1メートルの間隔確保
- (2) 会話を控え対面を避けた食事